

仙台市立虹の丘小学校いじめ防止基本方針

1. 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立虹の丘小学校（以下「本校」という。）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策などにあたってきたところである。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立虹の丘小学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2. 基本的考え方

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職員一丸となって取り組んでいく。

〈いじめの防止等に関する基本理念〉（法第3条より）

- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
 - ・ いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2）いじめの定義

〈いじめの定義〉（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである、との認識をもって、対応にあたる。

(3) いじめの防止等に関する基本的考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意して、いじめの防止等のために、学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

①いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、児童一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのためには、本校では特に、「道徳」「特活」を中心に学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童自身が深く考える機会を設けることや、児童のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことが重要である。

学校だより等によって、いじめの問題についての保護者・地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識のもと、連携して、いじめの防止等に取り組んでいくことが重要である。

また、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある児童がいじめの当事者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要である。

②いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が児童の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。

さらには、日頃から、児童や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、本校独自の「いじめ実態調査」や調査結果を踏まえ、教育相談などを計画的に実施し、いじめの早期発見にあたることが重要である。

また、いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりも不可欠である。

③いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学年主任、教育相談担当教諭、教頭を通じて校長へ報告し、いじめ防止等対策委員会による情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。

いじめられた児童及びいじめた児童への対応は、特に次に掲げる点に留意しながら、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図ることが不可欠である。

なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いていたりと、解決はしたが、児童の心のケアが必要なケースもあると考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

- ・いじめられた児童に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、児童の心の安定を図りながら対応することを基本とする。

- ・いじめた児童には、いじめられた児童の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように指導する。

④地域や家庭との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、児童の生命を大切にする心、他者を思いやり、協力する態度を育むうえからも、本校の故郷復興プロジェクトによる取組、学校支援地域本部との共催による事業の実施にも取り組んでいく。

⑤関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。

特に本校においては、加茂中学区地域ぐるみ青少年健全育成推進協議会を中心に、長命ヶ丘交番、虹の丘児童センターなどとの協力・連絡体制をとって、取組を進めていく。

3. いじめの防止等のための対策の内容

(1) 虹の丘小学校いじめの防止等の対策のための組織

① 学校いじめ防止等対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等の対策のための組織として、虹の丘小学校いじめ防止等対策委員会（以下「本校対策委員会」という。）を設置する。

委員会の構成は、校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、（※必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、さわやか相談員）とし、校長が実情に応じて、毎年度、委員を任命する。

なお、内容や案件によって、校長は他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。本校対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ア. 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認
- イ. いじめの防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認、実施結果の点検・評価
- ウ. いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ. いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査、対応や指導等の方針決定など）
- オ. その他いじめの防止等に関する重要事項

② 虹の丘小学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「虹の丘小学校いじめ防止等対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「虹の丘小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

具体的には、あらかじめ校長が「虹の丘小学校いじめ調査委員会設置要項」を定めて置き、対象事案が発生した場合には、委員を任命し、迅速に対応する。

(2) いじめの防止等に関する取組

① いじめの防止

- いじめについて児童自らが深く考える機会とすることを目的として、5月11月の「いじめ防止「きずな」キャンペーン」期間中の自主的な取組について、児童会による活動を促し支援する。

- 児童がいじめに向かわない心や態度の育成のために、「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標として、主に「道徳」や「特活」などを活用して、学校全体で取り組む。
なお、実施にあたっては、各学年の年間指導計画を策定し、計画的に取り組むものとする。

- いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめの防止等に関する学校の取組状況などについて、学校だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催等の会議及び研修会に参加し、職員会議などの場で研修をかねて他の教職員に伝講する。

② いじめの早期発見

- いじめの相談は全教員により対応するものとするが、相談体制は、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童、保護者等に周知を図る。
児童からの相談＝担任，学年，養護教諭，スクールカウンセラー，さわやか相談員
保護者，地域住民からの相談＝教頭，教育相談担当教諭，生徒指導担当，担任
- 全児童対象の「いじめ実態把握調査」を毎年6月（独自）・11月（市教委）に実施する。
- いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、夏休み期間中に希望する保護者との面談を実施する。
- いじめの情報を把握した場合の情報の集約化，いじめの発見・把握のための注意事項など，いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。
具体的には，いじめ防止等対策委員会が作成した「虹の丘小学校いじめ発見・把握のためのチェックリスト表」を全教職員が共有する。

③ いじめへの対処

- 事実確認の調査，その後の対応，改善指導など，本校としてのいじめに対する対処にあたっては，学校対策委員会が作成した「虹の丘小学校いじめ対応マニュアル」をもとに，個々の事案の内容を踏まえて，学校対策委員会を中心に，適切に対応する。
- いじめの問題に関する指導記録を作成のうえ，進級にあたっての校内での情報共有を図るとともに，転校や進学にあたっては，個人情報にも留意しながら，適切な引継ぎに努める。

④ 地域や家庭との連携

- 学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を，学校ホームページや学校だよりにより，保護者，地域の方々へ周知する。
- 本校の「児童生徒による復興プロジェクト」において，「自分たちが地域のためにできること」をテーマに，地域の方々と交流する内容を取り入れて実施する。
具体的には，月に1度の挨拶運動や年に1度の地域の方によるお話玉手箱である。

⑤ 関係機関との連携

- いじめを含めた児童の非行や問題行動などの未然防止，早期発見を図るため，地域における青年健全育成事業などを，加茂中学区地域ぐるみ生活指導連絡協議会をはじめ，地域団体，地域の関係機関との協働により取り組む。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第28条第1項に、次に掲げる場合として、規定がある。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、この場合の例として、

- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などが考えられる。

② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

参考《重大事態の調査主体と調査組織》 市基本方針より

(a) 学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

〔調査組織〕

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

○ 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

③ 調査結果の提供及び報告

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

4. その他の重要事項

本基本方針は、学校ホームページで常時公表する。

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、PTA役員から意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。

【年間指導計画】

	会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・本校対策委員会① ○委員の任命 ○年間計画の確認 ・保護者への啓発活動 ・生徒指導部会にて情報交換（通年） ・職員会議でいじめに関する資料提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2金曜日 あいさつ運動（通年） ■規律、協調性、受容的な雰囲気のある学級集団を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・①心の相談箱（通年） ※1回目の生活朝会後に、相談カードの書き方を練習する意味で、悩みを書かせる。 ・家庭訪問（～5月）
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止「きずな」キャンペーン 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導全体会 	<ul style="list-style-type: none"> ■互いに尊重し、認め合う仲間づくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・②いじめアンケート【校内】 ・教育相談①（児童）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・本校対策委員会② ○いじめアンケートの結果報告と対応 		<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談①（保護者）
8月			
9月		<ul style="list-style-type: none"> ■自分の役割や責任を自覚して活動することを通して自己有用感を育てる。 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・本校対策委員会③ ○いじめゼロキャンペーンに向けての共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会によるあいさつ運動月間 ■個々の特性を認め合いながら、相手を尊重する態度を育てる。 	
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止「きずな」キャンペーン ■いじめの問題とその撲滅方法について考えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・③いじめアンケート【仙台市】 ・教育相談②（児童）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・本校対策委員会④ ○いじめアンケートの結果報告と対応 		<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談②（保護者）
1月		<ul style="list-style-type: none"> ■時と場に応じた態度を身につけさせる。 	
2月	(幼保小連絡会)		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・本校対策委員会⑤ ○今年度の成果と課題（小中連絡会） 	<ul style="list-style-type: none"> ■一年間の成長を振り返らせ、次年度への心構えを養う。 	

▼いじめ早期発見のためのチェックリスト (年 組・ 月 日 記入)
(記入者名)

登下校時

元気がなく浮かない顔をする。挨拶をしなくなる。

教室の様子

- 昇降口の靴箱に靴が乱雑に入れてある。または、靴が靴箱に入っていない。
- 特定の児童の作品が傷つけられたり、放り投げられていたりする。
- 特定の児童の机の間隔が他の児童の机と開いている。
- 特定の児童の持ち物がなくなったり、落書きされていたりする。

授業時間・学級活動の時間

- 遅効・早退・欠席が多くなる。
- 学級全体が落ち着かない。
- テストの成績が急に下がる。
- 係や役割分担を決めるときに、特定の児童だけ押しつけられる。
- 特定の児童の机や持ち物に触れることをいやがる児童がいる。
- 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある。
- 特定の児童にだけ強い仲間意識を持っている。

休み時間の様子

- 教室や廊下の隅でぼつんとしている。
- 友達と過ごしているが、表情が暗い。おどおどした様子で友達について行く。
- 今まで一緒だったグループから外れている。
- 頻繁に体調不良を訴えて保健室に行きたがる。
- 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。

給食時間

- 特定の児童にだけ盛りつけをしない。または、わざと多く盛りつける。
- 特定の児童がいつも準備や後片付けをしている。
- 机を寄せてグループを作ろうとしない。
- 笑顔がなく黙って食べている。
- 配膳のため並ぶとき、特定の児童の児童の前後だけ大きく離れている。

清掃時間

- 特定の児童の机だけが運ばれずに放置されている。
- 他の児童から離れて、一人だけで清掃している。
- みんなのいやがる仕事を押しつけられている。

放課後・下校時間

- 下校が早い。または、いつまでも教室に残っている。
- 昇降口や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 通常の通学路を通らず下校する。
- 靴や持ち物がなくなる。

※ 委員会開催の有無 (有 ・ 無)

虹の丘小学校いじめ調査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第28条第1項に定める重大事態の発生のため、市教育委員会より学校が主体となった調査を行うよう指示があった場合に設置する「虹の丘小学校いじめ調査委員会」（以下「本校調査委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 本校調査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第28条第1項に定める重大事態について、質問票その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うこと。
- (2) 前号に掲げる調査を行うための審議、関係者との調整に関すること。
- (3) 第1項の調査によって明確になった事実関係及び再発防止策の報告に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 本稿調査委員会は、虹の丘小学校いじめ防止等対策委員会を母体に、第2項に定める校長が委嘱した第三者委員会を加えた委員で組織する。

2 第三者委員会は、次に掲げる者のうちから校長が委嘱する。

- (1) 学校評議委員
- (2) 父母教師会役員
- (3) 学校医
- (4) そのほか校長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 本校調査委員会に、委員長の他、副委員長を置く。

2 委員長は、校長がこれにあたり、委員会を代表し、その会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が指名し、委員会を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて関係者の意見を聴取し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、虹の丘小学校において処理する。

付則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

いじめ対応マニュアル

1. いじめの発見

- ・家でのサイン…保護者からの訴え、地域からの通報、ネットでの誹謗中傷
- ・学校でのサイン…現場発見、教育相談、アンケート

2. 本校対策委員会

- ・校長は、本校対策委員会による緊急対策委員会を招集・指揮を行う。

【指導体制・方針決定】

- ・チーム内での情報共有
- ↓
- ・調査方針及び分担を決定
- ↓
- ・関係児童に事実確認
- ↓
- ・指導方針の決定、指導体制を編成
- ↓
- ・職員全体で共通理解のもと全職員で対応

【実態把握】

- ・いじめられた児童、いじめた児童、周辺児童からの聞き取り
- ・重大事態発生の場合は、直ちに市教育委員会に報告する。

【報告系統】

- ・情報を得た教職員→該当児童の担任・学年主任→生徒指導部・教頭→校長→市教育委員会
疑わしいものについても速やかに生徒指導担当と教頭まで一報をいれる。(ここを速く)
(保護者へは事実確認をした後、連絡する。)

【児童への指導・支援】

①いじめ解消に向けた指導

- ・いじめられた児童には、絶対に守り抜くことを約束する。
- ・いじめた児童には、いじめは決して許されない行為であるという意識を持たせる。
- ・学級へは、問題を学級全体で解決しようという意識を引き出す。
- ・スクールカウンセラー等による心のケアをする。

②事案の内容に応じて関係機関（教育委員会、児童相談所、アーチル、子供相談支援センター、適応支援センター、病院、警察等）に支援を依頼する。

3. 保護者への働きかけ

①いじめられた児童側

【伝える】

- ・確認した事実、被害児童の気持ち、加害児童の状況、本人の希望する解決

【話し合う・解決する手立て】

- ・保護者の要望（今後心配なこと、学校の対応、加害側への要望）
- ・今後の対応と方針の決定
- ・場の設定（会の流れと趣旨を明確にする、加害者側に伝えることを整理する）

【見守る】

- ・経過観察（本人・家庭と確認しながら再発防止に努めると共にアフターケアをする。）

②いじめた児童側

【伝える】

- ・確認した事実、加害児童がいじめに至った気持ち、被害児童の状況

【話し合う・解決する手立て】

- ・保護者との対話（最近の様子や解決のための保護者の考え）
- ・被害側及び学校の解決方法を伝える。（解決に向けてのアドバイス、謝罪について）
- ・場の設定（会の流れと趣旨を明確にする、謝罪の言葉や二度としないという約束など被害側が納得できるように整理する。）

【見守る】

- ・経過観察（再発防止に努めると共に加害児童のストレスへの解決方法を指導する。）

4. ネットいじめへの対応

- ・児童に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個人面談などでは情報を積極的に収集する。
- ・誹謗中傷を書き込むことは『いじめ』にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を児童に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。